

渡航用 PCR 検査及び証明書発行に関する注意事項

□ PCR 検査、および証明書発行までの日数

当院は鼻咽頭拭い、鼻腔拭い液あるいは唾液を用いて新型コロナウイルス感染症の感染の有無を診断しています。当院にて検体を採取し、院内でリアルタイム RT-PCR 法にて検査を実施し診断、証明書を発行します。

最短でおよそ 90 分から 130 分で結果が判明し、証明書の発行が可能となります。
(17 時 30 分までが診療時間ですので、結果判明が 17 時 30 分を越える場合は、証明書発行が翌日になることがあります。)

検査数が多い場合や、機器の故障など不測の事態発生時などは結果が通常よりも遅れます。また PCR の性質上、判定保留のため再検査が必要となり、判定が送れることがあります。

以上のことから報告予定日に間に合わない可能性があり得ます。ご了承ください。

□ 金額

無症状に対する検査は自費診療になります。症状がある場合は医師の判断で保険診療となります。自費診療で税込み PCR 検査代 20,000 円 (1 回) + 証明書発行代 5,500 円 (1 通) です。

□ 渡航先 入国情報の確認

渡航先の最新の渡航条件を必ずご確認ください。大使館、経産省、TeCOT、外務省などさまざまな情報発信場所がありますが、すべてが常に最新情報にはアップデートされていません。複数の情報を照らし合わせ最新の情報を確認してください。

渡航先により、必要な記載内容や証明書の書式、証明の条件などが指定されていることがあります。外務省、大使館のホームページ等で確認してください。当院で発行できる証明書以外の書式を希望される場合は指定書類を提出したり、記載内容の追加が必要な場合は別紙に記載してください。

当院としても可能な限り最新情報を取得し、証明書や、書式を変更していますが、更新が追いつかない場合もありますので、最終的な確認はご本人でお願いいたします。

□ 検体採取

検体採取は医療者が鼻から綿棒を挿入し、鼻咽頭（鼻の奥）の粘膜を擦り採取する方法（鼻咽頭拭い検体）とご自身で 1-2ml の唾液を容器に入れて頂く方法（唾液検体）があります。

日本では唾液での PCR 検査が一般的となっていますが、唾液による PCR 検査が認められてない国は多数あります。検体採取方法の指定を必ずご確認ください。

唾液にて検査を行う場合、検体採取 1 時間前から飲食を控えていただくようお願いいたします。結果が判定保留となり再検査が必要となることがあります。また、口腔内に出血がある場合も同様です。採取した唾液に混濁がみられる場合は、拭いでの採取を提案させていただくことがあります。

□ 証明書発行

検査結果はご来院いただくか、PDF ファイルでの電子メール送信や郵送での送付にも対応しています。渡航先によっては、原本の紙での提出が必要な国もありますのでご確認ください。

□ 記載不備などについて

指定の条件を満たせていない場合、記載内容の不備などで入国拒否の可能性ががあります。当院も記載不備がないように複数人での確認体制をとっていますが、最終的な確認はご自身でお願いいたします。証明書発行後にすぐに内容に問題がないがご確認ください。不備などがあった場合は申し出ていただければすぐに修正いたします。

□ 検査結果について

当院では検査結果を元に医師が診断を行っています。医師が新型コロナウイルス感染症陽性と診断した場合は自費検査であっても感染症法に基づき、保健所に届け出を行う必要があります。陽性だった場合、感染者として保健所の指示に従って頂くようお願いいたします。また、陽性だった場合は証明書発行日時を待たずに直ちにご本人に連絡いたします。

また検査には偽陰性（陽性なのに誤って陰性となること）、偽陽性（陰性なのに誤って陽性となること）が存在します。また、検体採取直前に感染していた場合はウイルス量が少なく陰性になることがあります。検体採取後から結果判定までに感染した場合も結果は陰性ですが、その後、陽性になります。検査結果が陰性であっても、引き続き体調管理に留意し、異変を感じた場合は速やかに再度検査を受けるようお願いいたします。

□ 渡航用 PCR 検査受診条件

検体採取時を含め検体採取当日までの過去 2 週間、発熱などの感冒様症状がなく、新型コロナウイルス感染症患者との接触がなかったことが検査を受ける条件になります。日ごろから感染対策、体調管理をお願いします。

質問などがあった場合はお気軽にお電話ください。

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせは可能な限り医師が対応しております。